

幹事会運営に関する規定

1. 目的

幹事会メンバーは本会運営の最高執行責任者であり、本会運営に対する基本的考え方や重要課題についての対応に関し見解の相違があっては総会、理事会や常任理事会が乗り切れない。このような事態解消のため、H13年度第4回常任理事会承認を得て、従来の三役連絡会を改称しH14年度より新たに幹事会を置くこととした。本規定は、幹事会が有効に機能し、所期の目的を達成できるための運営方法に関して定めた。

2. 幹事会位置付けと機能

2-1. 幹事会は、会則を変更することなく本会組織として位置付け設置することとする。

2-2. 幹事会は、1) 本会活動全般のに関する情報交換、2) 理事会や常任理事会に重要課題を諮る事前意見調整、3) 管掌任務にある委員会活動に関する情報交換や委員会相互の活動調整、等を通じ、幹事会が一枚岩として本会の舵取りが出来るよう十分な意思疎通を図ることにあり、決定機関ではない。

2-3. 2-2に関わらず、対外的対応等緊急やむを得ない場合は幹事会で決定し処置することが出来、その場合はその旨を理事会や常任理事会に事後報告しなければならない。

3. 構成、開催時期および召集

3-1. 幹事会は、会長、副会長及び専務理事で構成される。幹事会には、必要によりオブザーバー出席を求めることが出来、事務局長は常時出席とする。

3-2. 幹事会は会長（通常会長指示により専務理事代行）が必要に応じ、召集するものとする。

4. 成立の条件

上記3-1. 記載のように構成メンバーが少ないため、全員出席を原則とする。

5. 幹事会議事録の処置

開催の都度議事録を作成し、常任理事会構成メンバーに配布するものとする。

制定：平成14年12月11日